

令和6年度 第2回 横浜市大都市自治研究会 会議録	
日 時	令和6年11月1日（金）午後5時00分～午後7時30分
開催場所	横浜市庁舎18階みなと4・5会議室
出席者	辻座長、出雲委員（オンライン）、宇野委員、大杉委員、大津委員、神尾委員、勢一委員、野口委員（オンライン）、望月委員
欠席者	伊藤委員、沼尾委員
開催形態	一部非公開（傍聴者0人）
議題等	1 議事 （1）特別市の法制化に向けた論点について（協議） （2）その他
決定事項	○議事を非公開とする。ただし、主な発言の要旨を公表する。
議事要旨	1 議事 自由な議論の場とするため、以後の議事について非公開とすることが出席委員の承諾により決定した。 （1）特別市の法制化に向けた論点について（協議） 事務局から資料の説明後、大津委員より「憲法から見た特別市制度」について報告が行われた。 報告後、委員の意見交換が行われた。（主な発言要旨は、次のとおり）
主な発言	1 議事（1）特別市の法制化に向けた論点について（協議） ・特別市を考えるにあたり、税財政制度、特に地方交付税制度等を交えて議論をすることが、今後必要である。 ・憲法が地方二層制を原理原則としているのか、それは覆し難いものなのかについては、憲法に直接記載されていない。制憲経緯の理解や解釈から導き出せるか否かについて検討しても良いのではないか。 ・制憲時基準説に立ったとしても、当時の枠組みを一切変えてはならないということではない。制憲時の地方二層制も合理性が認められる限りで、さらには手続的正統性（特に住民の自己決定としての住民投票による承認の手続）がある場合には一層制に変更することも容認される、という学説もある。 ・例えば、特別市の中に小さいブランチを設けて民意を汲み取る二層制など全く別の発想で地方二層制を考えることで、横浜市が目指す構想も実現できるのではないか。 ・特別市を憲法からとらえた時の一層制自治制度の合憲性や特別市設置手続きに関する住民投票の必須性と範囲については、そのとおりだと思う。 ・合併による自治体の大規模化は二層制の改編ではないので、住民投票がなくても違憲ではないが、憲法政策的には住民投票による市民の選択があった方が良い。 ・特別市の経済面や行政面の議論もする必要があると感じた。 ・東京都特別区の過去の論争のように、特別地方公共団体は自治権が不安定化

	<p>する恐れがあるならば、普通地方公共団体の横浜市に、同一区域で特別地方公共団体の特別市を重ねる発想があってもよいのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区の住民代表機能の確保など都市内分権のあり方を考えるときに、地域的主権の行使という考え方も持ち合わせると分かりやすい。 ・ 旧特別市は特別地方公共団体であった。新特別市は一層制の自治体ではあるが、住民自治の要素を量的・質的に担保すれば、普通地方公共団体の位置付けもあり得るのではないか。 ・ 特別市には都市圏の発展という経済的メリットも想定され、昼間人口や企業・団体などにも利益が及ぶ。この点を市民にしっかり認知・認識してもらう活動を強化する必要がある。 ・ 旧特別市では住民投票の対象は関係府県民とされていたが、論理矛盾があり、納得感がなかった。ローカル・オートノミー（地方自治）の観点からは、この場合の住民投票の範囲は、当該地域住民に限定されるべきと考えている。 ・ 特別市の法制化において、区の制度設計をデフォルトでどこまで規定すべきなのかは重要な論点である。 ・ 制度設計については、地方自治特別法で詳細に決めるのであれば、一般法により大枠を定めた上で、詳細は条例で定めることが考えられる。 ・ 過去、旧特別市の適用が議論された時期は、地方交付税制度が創設される前後の状況であった。現在は当該制度が定着し、小さな県の方が財政的に恵まれている場合もある。横浜市が特別市になったとしても、残存地域への影響は少ない可能性が高い。
<p style="text-align: center;">資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 委員名簿 ・ 座席表 ・ 参考資料
<p>特 記 事 項</p>	<p>次回研究会については、別途日程調整の上、開催日を決定する。</p>

(以 上)